

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成25年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 首都圏における鳥取県農産物の情報発信業務

(2) 業務の内容

鳥取県及び鳥取県産農産物の知名度向上を図ることを目指して、鳥取和牛オレイン55並びに梨の新品種である「なつひめ」及び「新甘泉」を対象に、首都圏（東京都内）でのメディア露出を中心とした戦略的な情報発信（以下「PR」という。）を実施するとともに、これらPRに付随する調査検討を行う。

なお、詳細は「首都圏における鳥取県農産物の情報発信業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「首都圏における鳥取県農産物の情報発信業務仕様書」による。

(3) 契約期間 契約日から平成26年3月20日（木）まで

(4) 納入場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課内

(5) 予算額 金48,385,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、本業務に係る平成25年度予算が成立しなかったときは、最優秀提案者の選定は行わない。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年3月15日（金）から同年4月15日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分がイベント・広告・企画の広告・広報及びイベント企画・運営のいずれにも登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年3月29日（金）午後5時までに7の(2)の場所に提出すること。

(4) 平成25年3月15日（金）から同年4月15日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 参加表明書等の提出

(1) この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に示す参加表明書及び公募型プロポーザル参加資格確認書を7の(1)の場所に、平成25年3月15日（金）から同月29日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、参加希望者は、これらの書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出方法

持参又は送付による。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定

信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

4 企画提案書の提出

(1) 提出方法

参加表明書を提出し、参加資格の確認を受けた者は、実施要領に基づき企画提案書を紙媒体で作成し、持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、3の(2)に記載する方法によること。

(2) 提出期間及び提出場所

ア 日時

平成25年3月15日（金）から同年4月15日（月）までの間（休日等を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、送付による場合は、平成25年4月15日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 提出場所

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課
鳥取市東町一丁目220
電話番号 0857-26-7767

5 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の提出後、実施要領に示す書類の審査に適合した企画提案者に別途通知する日に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングでは、企画提案者による提案内容の概要説明を行い、首都圏における鳥取県農産物の情報発信業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）による企画提案書等の内容確認、質問等を行う。

なお、このプレゼンテーションに参加しない者は、この公募型プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(2) 審査委員会の審査委員は、県職員及び有識者等5名以上により構成する。

(3) 企画提案書の評価は、(1)の結果を踏まえ、審査委員会において実施要領の別表に定める評価基準に基づき各審査委員が個別に評価し、採点する。

6 最優秀提案者の選定方法

(1) 5の(1)により審査委員が採点した得点を合計することにより公募型プロポーザル参加者ごとの得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行うものとする。この場合において、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の公募型プロポーザル参加者が複数となった場合には、審査委員の合議により順位を決定する。

(2) (1)により最も優れた順位を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

7 手続等

(1) 公募型プロポーザルに関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課
電話番号 0857-26-7767
ファクシミリ番号 0857-21-0609
電子メールアドレス shijoukaitaku@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話番号 0857-26-7433

(3) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領等は、平成25年3月15日（金）以降インターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/195765.htm>）から入手するものとする。

8 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者（各審査委員の得点の合計が配点合計の6割以上である者に限る。）から順に契約の締結協議を行う。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) 2に掲げる参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱いは、次のとおりとする。

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に関する著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案者等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。

(5) 提出された企画提案書等は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、企画提案者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 審査委員及びその予定者に対し、事前に本件について働きかけを行った者については、失格とする。

(7) この公告に定めるもののほか、本件公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。